

マルサスの政策論的基調としての「農・工均衡発展」論：穀物法論争を手がかりとして

山内, 良一

<https://doi.org/10.15017/3000013>

出版情報：経済論究. 34, pp.101-129, 1975-07-15. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：



マルサスの政策論的基調としての 「農・工均衡発展」論

—穀物法論争を手がかりとして—

山 内 良 一

<目 次>

1. 問 題 の 所 在
2. マルサスの穀物輸入制限論と経済理論
 - (1) マルサスの政策論としての穀物輸入制限論
—初期論文にみる
 - (2) マルサスの政策論を支える経済理論
—「農業改良＝地代・国富増進」論・マルサス・リカードウ往復書簡にみる。
3. マルサスの政策論的基調としての「農・工均衡発展」論

1. 問 題 の 所 在

食糧資源の“地球の限界＝世界的食糧危機”論が、意味ありげに取り沙汰されるなかで¹⁾、各国における農業政策の分野では「国民食糧の需給バランスをいかに確保していくか」という問題が長期的課題として提起されている。曰く、自給体制の強化であり、曰く、開発輸入の促進である²⁾。

食糧政策のあり方についての議論は、これまで国内産業構造の基本方向とも関連して、二つに大別できる。一つには、「国際分業論」に立脚した、廉価な外国農産物の「自由輸入論³⁾」であり、もう一つは、国民の必要な食糧は国内で生産すべきであるという「自給論」⁴⁾である。前者は D. リカードウを源流とし J. S. ミル等の比較生産費説によって、後者は T. R. マルサスの古典的命題によって代表されるといえよう。

(一) 国際分業論について言えば、それは、「比較的安く生産できる商品を輸出し、比較的高くつく生産費の商品を輸入する」という価格メカニズム＝経済合理主義を貫徹することが当該国の経済発展にとって有利であり、かつその方が高度成長を達成しようという論理が根底に内包されている。この論理は一方で、国内農業生産力を国際競争に充分耐えうる水準にまで近代化することを要請する。いわゆる「農業近代化論」⁵⁾である。しかしその結果は農業経営の全般的崩壊過程でしかなかったことは現実が示すとうりである⁶⁾。蓋し、資本の合理性にもとづいた「国際分業論」の見地からすれば、工業に比較して生産力の相対的に立遅れる農業部門を国内産業構造の枠組の中に抱え込むことは本来的に「負担」である、とする論理が成立する。つまり資本主義が工業をとらえて、生産諸力の最大限の実限をめざす過程において、自国農業の生産力高度化＝「近代化」が提起されるとしても、最終的には解決しえないものとして否定せざるをえない、という論理である⁷⁾。現実の歴史過程はそうであった。したがって、「低廉な外国穀物の自由輸入」によって、「賃金の自然率」を低下せしめ、そこから「資本の一般的利潤率」の上昇をはかることができる、とするリカード＝比較生産費説の主張は、19世紀の歴史過程におけるイギリス産業資本の利害を反映するものであった、と同時に、その主張の根底を貫流するものは、価格メカニズム＝経済合理性の追求による国内農業否定—つまり農業を資本主義再生産過程の非合理的部門、処理し難いものとして位置づける—という資本の論理である。それは、国内産業構造を「工業特化＝単一構造」へ再編する方向であり、いわば「国内の農業と工業の均衡的發展を中心とした国民経済循環の完結性」といった枠組みは、はずされているといえよう。この問題こそ、マルサスがリカード批判の中心にすえた重要な論点であったと考える。

(二) 食糧自給論については、一般的に「ナショナルセキュリティ」の見地から取り上げられる場合が多い。古典的には、マルサスの初期論文「穀物条例に関する諸考察—1814年」及び「外国穀物輸入制限政策に関する諸根拠—1815」における主張—「穀物の自由貿易に伴う不利益は、先づ第一に国家の安全が危険にさらされるということ」⁸⁾—がそうである。「世界的食糧危機」が問

題にされるたびに、マルサスが「見直される」のも、「現下の自由貿易は国家の安全を脅かす」⁹⁾とする彼の主張と、「食糧自給」論とが戦略的に合致するものであると評価されるからであろう。確かに、「国家的安全」の問題は、マルサス「穀物輸入制限論」の重要な論拠にすえられている。しかし、彼の政策論を単に「国家の食糧戦略」の視角からのみとらえるのは不当であろう。むしろ積極的に検討・評価さるべきは、彼が展開している政策論の根底を貫流する基本的経済理論である。

そこで、結論を先走ることになるが、マルサスの政策論を根底において支えている経済理論的基調は、およそ次の二点であろう。

- (1) 農業投資の拡大=近代化は、農業生産力を高め、さらに地代の増加をもたらし、これが製造工業品に対する確実なる国内有効需要を生みだす、という点、
- (2) 農業に比べて、工業が過大に発展することは、国民経済にとってさまざまの不利益をもたらす、という点である。

即ち、マルサスの提唱する現実の政策論—穀物輸入制限政策論—の根底を貫く経済理論の基調は「農業生産力増大→有効需要創出」という命題である。

さらに、マルサスの「現下の政策論」、およびそれを基柢づける「経済理論」とを相互に連関づけて貫いている「政策論的基調」というものは、「農業と工業とが均衡的に発展することによって、国民経済の健全なる再生産構造が維持されうる」¹⁰⁾という、いわば「農・工均衡発展論」である。

以下、マルサスの初期「論文」(1814—15年)における穀物輸入問題に関する論評、およびリカード・マルサス「往復書簡」(1814—15年)において展開された農業改良論争、等について、その内容を検討してみたい¹¹⁾。すすんで、マルサスの政策論、およびそれを根底において支えている経済理論との連関性を明らかにすることによって、そこから導きだされる政策論的基調について考察する。

注

- 1) ローマ・クラブ、大来佐武郎監訳『成長の限界—「人類の危機」レポート』(1973年)。
 - 2) 食糧政策を、農業政策と異った領域に属するものとして捉え、食糧政策は短期的なものであるとする意見がある。例えば、逸見謙三「世界食糧自給とわが国食糧・農業政策」『世界経済評論』, 1974年3月号)。
 - 3) 下村治「これからの農業の考え方」(農林統計叢書『食糧自給』1973, 所収)では、「農産物の完全自由化という条件のもとで、高度に近代化、合理化された農業生産」を追求すべきだ、とする。154頁。
 - 4) たとえば、農業基本政策研究会「農業政策に関する提案—食糧自給政策の明確化」(前掲『食糧自給』所収, 236頁)を見よ。
 - 5) 「農業近代化」の内容は、一般に①多肥、多薬および装置化、システム化による経済的効率の追求、②農・工間の所得格差の是正、などがあげられる。
 - 6) 我国における農業生産の危機的状態を生みだした原因については、「高度成長を達成した日本の産業構造の奇型性」という問題が、まず指摘されよう。この点については、常盤政治「農業恐慌と農業危機」(土地制度史学会『農業危機の現段階的性格』1963, 所収)、白川清「輸出第一主義と南北問題」『国際問題』1974, 2月号所収)、三輪昌男『日本農業はどうなるか』(日経新書, 1974)などを参照。
- ところで、従来の農業政策の破綻に対する反省から、「農業の新しい理念—農業の存在価値をあらためて問い直そう」といった「農業見直し論」が登場してきている。それらは、およそ次の三つのタイプに分類できる。
- ① 農業の「新しい役割」を強調する議論。
 - ② 農業生産の「生態系に制約された独自性」を強調し、完全工業化を否定する議論。
 - ③ 食糧供給基地の建設、或は開発輸入論、など。しかし、これらの議論は、農業の「精神的豊かさ」や「技術体系の違い」といった面だけを強調し、国民経済循環の再生産構造の中に農業を位置づけるという視点に欠けているといわざるをえない。
- 7) 宇野弘蔵『農業問題序論』(1965)、花田仁伍「資本蓄積と農産物価格問題」(都留・吉村編『経済発展と小農法則』1968, 所収)、河西勝「農業問題とマルクス経済学」(降旗節雄『マルクス経済学の理論構造』1974, 所収)などを参照。
 - 8) マルサス、楠井・東共訳『穀物条例論および地代論』(岩波文庫)32頁。
 - 9) マルサスは、勿論「一般的原理の適用せられた自由貿易政策」の利益について

ては認める。詳しくは後述。

10) 近藤康男編『食糧自給』(1967), 7頁。

11) マルサスの「制限貿易論」および「農業改良論争」についての叙述は、勿論これらの著作にとどまらない。しかし、リカードウとの論争が激しく展開され始めた、1814—15年頃の資料について、まず検討することが必要と思われる。

2. マルサスの穀物輸入制限論と経済理論

(1) マルサスの政策論としての穀物輸入制限論——初期論文にみる

1820—30年代のイギリスは産業資本確立の面期として位置づけられるが、それに先立つ1815—16年には綿工業を中心として激烈な恐慌にみまわれた。農業においても、ナポレオン戦争の間は、大陸からの穀物輸入量の減少によってイギリス国内の農業が保護され、穀価高騰により農業者は有利な地位におかれていたが、戦争終結に伴って生じた農業不況(1814—16年の穀価急落を中心とする)は深刻な農業の困窮をもたらした。それは当時マルサスをして「吾々は昨年何かある調整を採用することができていたならばと今なお非常に残念に思っている。今年のような年即ち非常に凶作と非常に低物価との結合を予見することは不可能であった。」¹⁾と言わしめた。

1800—30年のイギリスにおける穀物価格と小麦輸入量の変動を概観すれば(図—1)のとうりである。1815—16年農業不況を反映して1815年に穀物法が改正され、無税輸入許可の価格ラインが1クォーター当り80シリングにまで引き上げられる(80シリング以下でも輸入許可であるが市価が80シリングになるまで保税倉庫に入庫される)²⁾。しかし、このことは却って穀物法反対の気運を刺激することになり、地主的利害と産業資本家的利害とが真正面から対立する結果になった。つまり、産業資本家(工業家)の主張する論理は、①穀物法はイギリスの産業が農業中心である時代には存在理由があった。しかし今や、それは単なる地主階級の保護手段にすぎなくなった。②イギリスの国富は商・工業の発展に依存している。したがって、生産費引下げ—特に賃金引下げによって利潤の増大と市場競争力拡大をはからねばならない。さすれば安価な

穀物の安定供給と外国穀物の自由輸入が必要となる。又、③資本の利潤増大にとっては、農業よりも工業へ資本投下する方が有利である。つまり穀価上昇は地代の上昇をもたらすがそれだけ利潤を圧迫する。④輸入禁止は国内農業にとっても不利となる。すなわち国内の豊作のために生ずる価格下落を防止しえず、価格変動をかえって刺激し、農業を疲弊させる。⑤高価格食糧は消費者家計を圧迫し、国民を貧しくする、など³⁾⁴⁾。他方、地主側の主張は、①戦後の農業の困窮は穀価維持政策によって救われねばならない。②食糧の供給を、不安定な外国からの輸入に依存することは国家の安全からして危険である。③穀物自由輸入は、地主の地代収入を減少させ、農業者は穀価低落による損害を受け、農村労働者の失業を増大させる、などである。このような論争のあいだに、客観的な経済情勢は穀物法廃止を正当化する方向に展開した⁵⁾。

ところで、穀物法の是非については、リカードゥとマルサスとの間においても激しい論争がなされた。それは当初、農産物の安定的かつ効率的な供給をめざして、両者のそれぞれの政策論的立場から展開されたものであるが、最終的には利潤論・地代論を基礎として、穀物価格の変動が当該国の産業構造に及ぼす影響、さらに資本蓄積・国富増進に如何に規定要因として作用するかという問題にまで発展することになる。特にマルサスにおいては、イギリス農業のおかれている不安定な基盤、そこから生じる穀価の激しい変動といった現実の状況を敏感に把握するなかから、農業生産力の増進と国富増進との関連、さらに国内産業の理想的な発展形態といった問題について興味ある示唆を与えているといえよう。そこで、マルサスの初期の二つの論文—「穀物条例及び穀物価格騰落の我国の農業及び一般的富に及ぼす諸効果に関する諸考察—1814」、「外国穀物輸入制限政策に関する諸根拠—1815」⁶⁾について、彼の穀物輸入制限論の論拠を少し検討してみる⁷⁾。

マルサスはこの二論文のそれぞれにおいて、「穀物自由輸入によって生じる経済的利益および不利益」そして他方「穀物輸入制限によって生じる経済的利益および不利益」について述べている。そこでまず、その問題に関する議論の箇所を引用し、整理してみると、

・第一論文「諸考察」(1814)での叙述,

《問題の提起》

「わが国の大なる商業的繁栄の続くかぎり、穀物に関しては、我々は再び輸出国民となるであろうことは殆んど不可能である。……かくて我々は目下、自給という見地から外国穀物の輸入に対する制限に研究を限定し得よう。

穀物条例を継続することの得策か不得策かについての問題の解決は、次の三点に依存すると思われる。

第一に、輸入及び輸出の最も完全な自由を仮定して、大ブリテン及びアイルランドは穀物の自給を招来する蓋然性があるかどうか。

第二に、自給が、若しそれが自然的に起らないとすれば、それは真に望ましき目的であるかどうか、及び立法府の干渉を正当化するものであるかどうか。

而して、第三に、輸入に対する諸制限は、如何なる程度にまで、また如何なる犠牲によって、意図されている目的の実現に適應されるか」(邦訳: 22—23頁)。

《穀物自由輸入による経済的利益》

(i) 「大ブリテンにおける小麦の価格が自由輸入によって、アメリカ及び大陸のそれと殆んど同水準にまで下げられるとすれば」、「増加する人口の多分殆んど全体を、外国穀物で養うことは我々にとって有利である」つまり、「穀物価格が労働価格に大なる影響を与えることは疑い得ない」し、それは「労働及び他の商品の価格が……他の諸国と比較しての水準にまで引下げられる」ことによって、「製造工業に於ける経営が成功しうる」のである(邦訳: 29頁)。

(ii) 更に他の利益として「我々に穀物を供給するところの諸外国は明らかにわが商品を購売する力を増大せしむることであろうし、かくてわが商業的及び工業的繁栄に貢献することであろう」(邦訳: 31頁)。

《穀物自由輸入による経済的不利益》

(i) 「穀物の自由貿易の認知される禍害は如何なるものであろうか? 先ず第一に、安全ということが富よりもっと重要であること、更にはややもれすば他国の嫉妬を挑発する大国は、若しその国民のある可成りの部分の生活維持について外国の穀物に依存することになれば、その最大の必要の時期にその最も重大なる供給を忽ちにして失うという危険にさらされる」(邦訳: 32頁)として、まず国家の安全性の面からの不利益を述べ、更に、

(ii) 「第二に、工業人口の過大なる割合は国民の安寧と幸福とに対して好都合であるとは思われない」(邦訳: 34頁)、つまり、外国穀物の輸入によって国内農業が破壊され、人口が工業に流出し、工業が過度に発達することは、却って

「製造工業の生産物の販路を獲得すること」を阻げることになる。

- (iii) 「第三に、若し穀物の廉価から、人口への刺激」が起これば「二十年或は二十五年の経過において、労働者の収入を、ヨーロッパの他の国におけると同じ価格で、現在と同じ穀物量にまで減額する」ことになり、「下層階級の人々の状態は悪化するであろう」(邦訳:37頁)。
- (iv) 「第四に、(現在の保護政策から一山内) 突然にわが国の諸港を解放することの結果として起るところの、きわめて大なる且つ急激なる穀物価格の下落」は、いたずらに経済的混乱を惹き起こすだけである(邦訳:38頁)と。

《穀物輸入制限による経済的利益》

- (i) 「如何なる状態の下においても、わが農業を抑制することは不得策であるように思われ、而してこの目的のための立法府の継続的干渉を正当化するが如き、穀物の自給の確保が望ましい」(邦訳:39頁)。
- (ii) 輸入制限の継続によって「我国農業が恩沢を蒙る」(邦訳:42頁)。

《穀物輸入制限による経済的不利益》

- 「外国穀物輸入制限に常に必ず伴うにちがいない禍害は次の如くである、即ち、
- 一、必要とせらるる穀物量を獲得するに必要な以上の大量の資本の投下による、国民的資源の浪費、
 - 二、(中略) 穀物及び労働の比較的高価格、及び銀の低価値によって惹起せらるるところの、対外商取引における相対的不利益、
 - 三、(中略) 穀物の豊富及び工業労働に対する需要を阻害することによって惹起せらるる、人口に対する或る抑止、
 - 四、人為的政策に伴うところの不断の改変及び干渉」(邦訳:40頁)。

《結論》

マルサスは、以上のような考察から、「総括すれば、それは明らかに相対立せる利益と不利益との問題である。そして最も重大なる利害関係に関するから、その決定には最も慎重な考慮が必要とせられる」(邦訳:41頁)として、自由輸入と制限貿易のいずれが効果的かは、現在においては即断しえない、と説く。

・第二論文「諸根拠」(1815)での叙述、

《問題の提起》

この論文では、マルサスは現実の深刻な農業不況に真面して、当面、制限政策を強化せしむる必要がある、と指摘し、次のように問題提起している、いわく、
「かくて、現下の問題は明らかに特殊的なものであり、一般的なものではない。

それは自由貿易の利益と制限政策の利益との間における問題ではなしに、(中略)我々自身によって立案された特殊の輸入制限政策と、フランスの現行法の下において、(中略)我々に許されているところの制限された輸入の特殊政策との間の問題なのである」(邦訳: 75—76頁, 傍点山内)と⁸⁾。

《穀物自由輸入が諸階級におよぼす影響》

彼は、現時下での自由貿易は、諸階級に対し利益よりもむしろ禍害をもたらすことが多いとして、次のように述べる。

- (i) 「労働者階級にとっては、(中略)わが国の諸港を開放する効果は、彼等の賃金を大いに低下せしめ、更に大なる価格変動にさらされるということにある」(邦訳, 85頁)。
- (ii) 「(資本家にとっては) わが穀物と労働との価格の下落は、わが工業家をして外国市場を確保せしめうる 唯一の機会を与えるもの」であるが、しかし「ヨーロッパにおける平和回復により、(外国での工業生産の水準上昇により)大陸における若干の市場を失うであろう」(邦訳, 87)。
- (iii) 「地主階級については、彼等は能動的に富の生産に貢献しないが、その利害関係が国家の繁栄に一層密接に関連している社会階級」であり、「地主の手に落ちる付加的価値(=地代)は単に個人々や個人々の集団(=地主階級)に対する利益のみならず、一国の製造品に対する最も確たる国内需要」を形成するものである。「従って諸港の開放が地主の真実地代及び名目地代の両者を減少せしむるという結果は」「国家の利害を著しく害するものである」ということは疑いえないことである。(邦訳: 89—91頁)。
- (iv) 「今や我々は、わが国の諸港の開放によって疑ひもなく利益を得るであろうところの社会の一階級に到達する。それは資本所有者であり、又一定の俸給によって生活している人々である(私自身<=マルサス>が主として属していると思っているのはこの階級である)。彼等は(中略)単に数が少いばかりか、又彼等の利害は、労働者階級及び地主ほどには国家の福祉とは密接には結びついていない」(邦訳: 92頁)。

《結論—穀物輸入制限政策の提唱》

以上のような考察からマルサスは次のような結論をみちびく。

「人々のはるかに大なる部分、特に国家の生産的諸階級が、この方策(=諸港の開放)によって利益をうける程度よりは遙かに大なる損害をこうむるに至ることは明らかである」と。そして「外国穀物の自由なる輸入を制限することは、わが国の現実の状態においては賢明であり得策であるように私には思われる」(邦訳: 97頁)。

したがって、当面の賢明なる政策は、

「外国の穀物供給からは殆んど独立ならしむるところの〔輸入〕制限政策」であり、それは「自由輸入に対し諸港を開放するより以上に、わが国の大多数の住民の富と繁栄とに有効に資するものである」と（邦訳：76頁）そして更に、「我々自身の穀物の平均的な供給量を生産すること」（邦訳：102頁）が重要であるとして、国内の自給体制の確立を強調するのである。

マルサスの両論文における「制限政策支持」に関する叙述はほぼ以上のようなであるが、ここで今一度確認しておかなければならないのは彼の議論における論理構成＝論証方法の特徴である。つまり、彼は「自由貿易」及び「制限政策」の各々について、①一般の原理と、②現下の特殊政策との二つの範疇の中で考察を行い、そこに見られる経済的プラスとマイナスの二つの効果をそれぞれ

	『自由貿易』	『制限政策』
〔一般原理〕	(利益) ① 製造工業の発展（労賃低下による） ② 我国工業品の海外販路拡大 (不利益) ① 国家的安全が保障されない ② 工業の過度の発達に国内農業を破壊し、市場を狭む ③ 労賃下落を招く ④ 経済的混乱を招く	(利益) ① 自給が確保される ② 我国農業が恩恵を蒙る (不利益) ① 国民的資源の浪費 ② 労賃上昇による高価格工業品は対外的に不利 ③ 人口を抑止する ④ 政府による不断の干渉を招く
〔現下の特殊政策〕	(利益) 貿易商のみが利益をうける (不利益) ① フランスの現行法の下で、イギリスの諸階級は禍害を蒙る ② 特に現時の農業破壊は地主階級の収入を害し、結局、国家の利害に打撃を与える	(利益) ① 国家の安全 ② 国内農業が繁栄し地代増大によって工業品の販路が拡大する ③ 賃金上昇により労働者状態は改善する ④ 経済的混乱が解消する (不利益) 国内資源を浪費させ、輸出産業を弱体化させる

比較検討することによって、「自由貿易」と「制限政策」とのいずれが「より得策であるか」という問題を論証しようとしているのである。而も、この論証方法は『諸考察』及び『諸根拠』両論文に共通しているという点に注目する必要がある⁹⁾。この方法にしたがって彼の議論の要点だけを整理してみると前表のようになる。

かくて、マルサスはイギリス経済の実情からすると、穀物輸入制限政策をより強化した方が経済的効果からみて、むしろ得策であると結論するに到るのである。今一度その議論の道ゆきを要約してみると、

(1) 外国穀物輸入制限により穀価を高く維持しておけば、農業者の利潤は増大し（且つ農業資本利潤は他の商工業利潤に規制されるので）、地代が増加する。このことは商工業品の国内における販路が拡大することにもなる（即ち地主階級の消費力増大による）から、結局国内の産業全体が潤沢になり国富が増進される。

(2) 他方、高価格穀物は穀物労賃を下落させるが（マルサスは労働価値を一定とし、それと穀物価値との比例関係で労賃の分配を説明する）¹⁰⁾、それに伴って人口も減少するから、結局以前の穀物労賃の水準に上昇する。したがって労働者の貨幣賃金は上昇することになり、彼らの生活状態は改善される。

(3) 輸入制限によって、国内の穀物自給が強化されれば、穀物需要が諸外国（大陸やフランス）の不安定な供給事情に依存する度合も少くなり、国家の安全という観点から望ましいということになる。

(4) また、現在の保護貿易体制から突然に諸港を解放して自由貿易を行おうとしても、徒らに経済的混乱を招くだけである、と。

無論、他方でマルサスは、輸入制限の強化によって、(1)イギリス国内農業生産を拡大せしめ、したがってより劣等な生産条件下の土地の耕作を強制することになり、国民的資源の浪費となる、また(2)輸出産業の国際競争力を弱める、といった不利益が生ずる点にも言及している。ただ、1815—16年のイギリス農業を襲った危機的状況、更にフランスにおいて新しく制定された穀物輸出に関する法律、といった現実問題に直面すれば、「制限政策」に伴う「不利益」

の問題はどうしても背後にしりぞけざるをえないと判断したのである¹¹⁾。

注

- 1) マルサス「外国穀物輸入の制限政策に関する 見解の諸根拠—1815」(楠井・東訳『穀物条例論および地代論』・岩波文庫・所収), 66頁。
- 2) 楠井敏明『イギリス農業革命史論』(1969年, 弘文堂), 110-118頁。
氏は, 1660年~1846年までの諸穀物法によって設定された法定制限価格を小麦年平均価格及び小麦輸入高と対比することにより, この時期を四区分されている。そして, 次のように結論づけられる。「穀物法によって設定された輸入法定制限価格は, 当時の穀物価格の平均的水準を基準に政策主体によって恣意的に設定されたものであって, この意味で, 穀物価格それ自体を決定するメカニズムは, 穀物法の輸出入制限価格とは全く異った次元にあったと考えられる」(図-1をみよ), しかしそうはいつでも「政策的に意図された国内穀物供給量の安定的確保という大原則の基礎」が背景にあったことを忘れてはならない, と。
- 3) 三沢嶺郎『イギリスの農業経済』(1958, 農林水産生産性向上会議), 38-43頁。
氏は, 穀物法論争の持つ経済的意義について次のように述べられる。「穀物法の是非は単なる階級的利害以上の問題を含んでいた。第一に, 国民経済の発展段階と国際経済的環境とに正しい考慮を払いつつ, いかにして国富を増大させるかという観点, そして第二には, より直接的な問題として, 急速に増加しつつある産業人口にいかにして食糧を適切な価格で供給するかという観点から取上げられねばならなかった」(40頁)。
- 4) リカードは「農業保護論」(1822年論文, 玉野井監訳『リカード全集』IV, 所収)において, 穀物法が, かえって国内農業を破壊する要因になることを説いている。
- 5) 1846年のピール条例によって, 穀物法は事実上撤廃された。
- 6) T. R. Malthus, “Observations on the Effects of the Corn Laws, …… (London, 1814), (邦訳・前掲, 以下『諸考察』と略す)。“The Grounds of an Opinion on the Policy of Restricting the Importation of Foreign Corn (London, 1815), (以下『諸根拠』と略す)。
- 7) マルサスの穀物輸入制限論についての研究は, 古くは伊藤久秋『マルサス人口論の研究』(1928), 舞出長五郎「マルサスの穀物条例論」『農業政策の諸問題』1931, 所収, 堀経夫『地代論史』(1939), 同『リカードの価値論及びその批判史』(1949), 東嘉生「マルサス穀物条例論の経済政策的意義」(前掲『穀物条例論』—「解説」, 1940) などがある。最近では, 羽鳥卓也『古典派

『経済学的基本問題』所収の論文で、究めて含蓄ある分析がなされている。

- 8) マルサスは「私の考えうところで、制限〔賛成論〕の側に決定的重みを与えたところの若干の事実」として、次の三点をあげている（『諸根拠』邦訳、60-61頁）。

① 現在の穀価の状況について議会で示された証拠、並びに本年の経験（つまり、農業不況）。

② 改善された為替相場と地金の下落。

③ しかも主として、最近フランスにおいて発布された穀物輸出に関する法律。

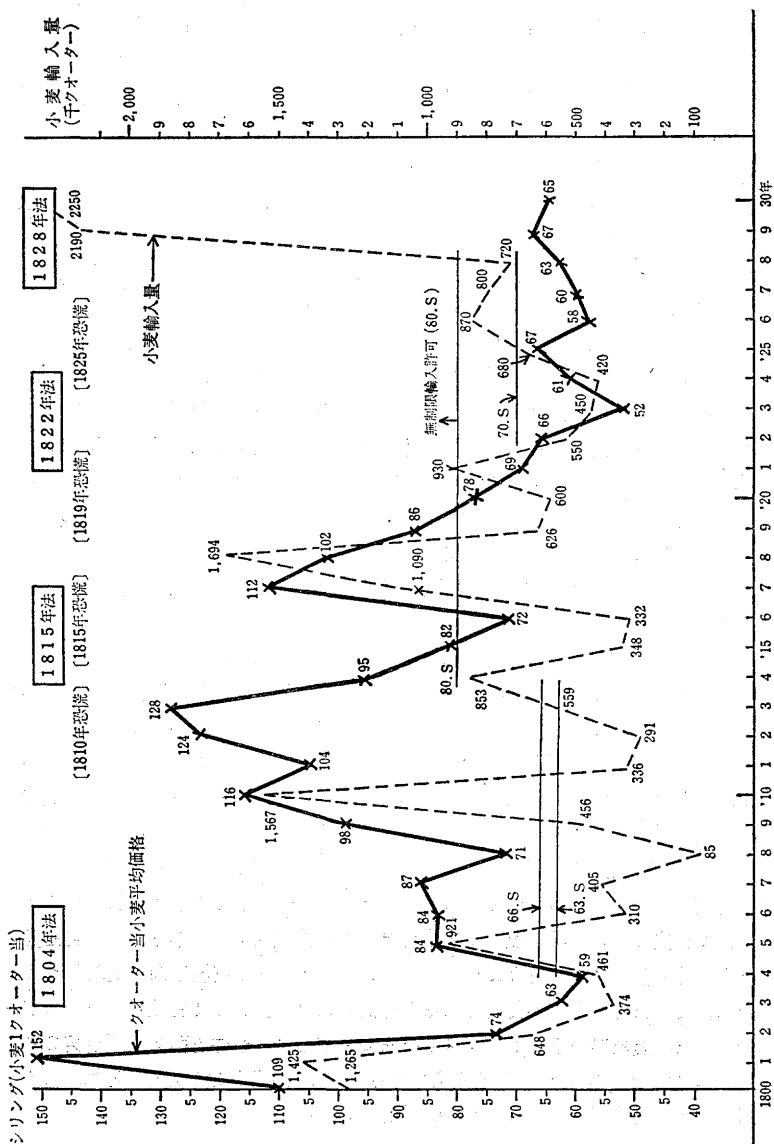
- 9) マルサスの分析方法について、内田義彦氏は次のようにいわれる。「一般法則からいえばこうだが、特殊な事情を考慮するとそうではないという発想法はマルサスお得意のものです。そして、それはやがて……特殊な事情をも考慮した法則を真により一般的な法則として樹立しようという、彼の経済学的基本思潮になってゆくものです」（『経済学史講義』1961、276頁）、又小林時三郎氏は「マルサスの体系は総合された、そして矛盾のない一元的体系というのにはかなり困難がある。むしろこの二つの体系（＝『人口論』体系と『原理』体系）はまったく分離独立しているといった方が正しいであろう。マルサスは総合をあえてしなかった」と、説かれる。しかし、初期論文にみるかぎり、彼の論証方法の一元性が、見出されるのではなからうか。

- 10) 橋本比登志「マルサス『経済学原理』」（内田・小林編『経済学史講座』Ⅰ所収論文、1970）、189頁。

- 11) 羽鳥卓也『古典派経済学的基本問題』、87、107-111頁。

なお、羽鳥氏は本書において、従来のマルサス研究で必ずしも明確にされなかった問題、つまり穀物法問題を論評したこの二つの著作において「マルサスの抱懐する経済理論に果たして変化があったか、なかったか」という問題について、きわめて示唆に富んだ分析をされている。氏は、内田説——1814年論文では「自由貿易の一般的妥当性と国家の安全との対立の問題」とされていたが、1815年には、後の『原理』体系に結晶する新しい論理「穀物の高価格こそが一国経済に利益を与えるものである」が打出された——を批判検討され、マルサスは両論文において、一貫して自由貿易に対し懐疑的であり乍らも、「自由貿易」と「制限貿易」の各々についてプラスとマイナスの経済効果を比較しつつ、14年論文では「どちらが優勢であるか判断しえない」として主張されたものが、15年には、農業不況及びフランスの新法律制定という事件を契機に「現実のイギリスでは制限貿易がむしろ得策である」という判断に達した、と説かれる（内田・前掲書276-284頁、羽鳥・前掲書83-112頁）。

図—1 1800—30年代イギリス小麦平均価格及び小麦輸入量：
(単位、シリング、クォーター)



(注) 図—1の作成について

- ① クォーター当り小麦平均価格については、1800—22年では E. West の “Price of Corn and Wages of Labour” (1826, E. ウェスト・橋本比登志訳『穀物価格論』) より、1823—30年の分は、Th. Tooke の “A History of Price” (トウック・藤塚知義訳『物価史』第2巻<「武蔵大学論集」19巻1号—21巻6号に連載>) より、作成した。
- ② 小麦輸入量については、1800—19年は、毛利健三「1815—6年のイギリス農業不況」(『土地制度史学』第24号, 1964; 6頁)<典拠は、B. R. Mitchell, “Abstract of British Historical Statistics”>より、1820—30年は、楠井敏明『イギリス農業革命史論』(1968)の第1図<典拠は、Barnes “A History of Corn Laws 1660~1846”>より作成した。
- ③ 穀物法については、下記の表のとおり。
- | | |
|--------|---|
| 1804年法 | $\left\{ \begin{array}{ll} 66. s \text{ 以上} & 6. d \text{ の輸入税} \\ 66. s \sim 63. s & 2. s 6. d \text{ の輸入税} \\ 63. s \text{ 以下} & 24. s 3. d \text{ の税} \end{array} \right.$ |
| 1814年法 | 77. s 3. d まで 輸入無税, 及び自由輸出 |
| 1815年法 | $\left\{ \begin{array}{ll} 80 s \text{ 以上であれば} & \text{無制限輸入許可} \\ 80. s \text{ 以下} & \text{輸入許可, 但し80. s になるまで保税倉庫} \end{array} \right.$ |
| 1822年法 | $\left\{ \begin{array}{ll} 85. s \text{ 以上} & 1. s \text{ の税} \\ 85—80. s & 5. s \text{ の税} \\ 80—70. s & 12. s \text{ の税} \\ 70. s \text{ 以下} & \text{輸入禁止} \end{array} \right.$ |
| 1828年法 | $\left\{ \begin{array}{ll} 73. s \text{ 以上} & 1. s \text{ の税} \\ 70. s \text{ 以下} & \text{輸入禁止} \end{array} \right.$ |
| 1846年: | ピール条例により、穀物法廃止さる。 |

(2) マルサスの政策論を支える経済理論

—「農業改良＝地代・国富増進」論・マルサス—リカード書簡にみる

マルサスの穀物輸入制限の論拠を、単に国家的安全の問題や彼の地主階級弁護論者としての立場（一彼自身は、自らを地主階級の代弁者たることを意図していなかったが、結果的にみればそうになっている）¹⁾といった点にだけ求めるのは誤りであることはほぼ明らかであろう。すでにみたように、彼の制限政策に関する論評での分析視角は、二つの基本線からなっている²⁾。第一は、一般

的原理にもとづいた經濟發展の型の問題である。彼によると一般的原理からみて「自由貿易」と「制限貿易」とを比較すれば、それぞれ經濟的利益と不利益が認められるのであり、そのいずれが優位になっても大きな利益はもたらさない。つまり、諸港の開放によって、イギリスが工業立国に偏ることも、また制限貿易によって国内農業が過度に保護され農業国のまま停滯することも、經濟發展の望ましい姿とはいえない。したがって国家の富と福祉を増進させるためには、農業と工業とが「均衡化」せられ、「足並みを揃えて」進むことが望ましい、と説く。曰く「問題は、工業の状態が単なる農業の状態に勝るかどうかということではなくして、あらゆる国のうちで最も工業的である一国が、その工業人口の大なる相對的増加及びその農業人口に対する相對的阻止によって、その幸福において進歩しうるかどうかということにある。」そこで「或る程度において工業の發展を遅延せしむるという犠牲を払ってさへも、その農業をしてその工業と足並みを揃えて行かしむることが望ましい」³⁾と。第二は、現実の政策上の選択の問題である。つまり、第一の基本線での一般的原理が容認されるとしても、しかし現実の諸事実をみればイギリス国内は「工業及び外国商業の異常に隆盛なる状態」⁴⁾にあり、他面農業は「耕作に対する極めて手痛き打撃をうけ農業資本の大損失となって現われた」⁵⁾のである。そうなると地主の収入（＝いわば農業者の消費力）が減少することになり、「製造品に対する最も確たる国内需要」が狭少になり、製造業者の利潤も減少し、資本蓄積が妨げられ国富増進を困難にすることになろう。したがって、当面穀物輸入制限を強化させ、穀価を高く維持することにより国内農業を保護し、農・工間の均衡を回復すべきである、と主張する。

そこで、マルサスの以上のような政策論との関連で、その根底を支える經濟理論について触れておかねばならない。彼の基本的經濟理論は、後の『經濟學原理』（1820）体系で明瞭な形をもって展開されるのであるが、その理論的結晶化の過程における彼の所論をいっそう明確にしようとするには、いま一つ見逃すことのできない問題がある。それは、農業上の改良＝農業生産力の増進と、それが利潤・地代に及ぼす影響、さらにそこから派生する地代増進と国富増進

との関連についてである。この問題については、早くも1814年頃からリカードゥとの間で激しい論争が展開されていた⁶⁾。その論争の内容は、1814年から15年にかけて両者の間でとり交わされた「書簡」によってほぼ概略を知ることができる。そこで当時の「リカードゥ・マルサス書簡」および『原理』（初版）における叙述を中心にして、「農業上の改良と国富増進との関連」に対するマルサスの所論を概観してみる。

『マルサスからリカードゥへの書簡』⁷⁾における叙述

- ・1814年12月29日 M（マルサス）→R（リカード）

「私が主張するのは、ある期間（たとえば20年間）にわたって商業の利潤が先導し、農業の利潤を調整するということが生じうるといっただけです」⁸⁾。

- ・1815年2月12日

「あなたが（リカードゥのこと）農耕作業や農具に加えられる改良は地代に影響をおよぼさないとお考えなので少々驚いています。改良が少数のものに限られているあいだや、すでに契約済みの借地期間中は、その利益はもちろん農業者に帰属するにちがいありません。しかしそののちは、それがほとんどもっぱら地代だけを左右するように私には思われます」「農業者がその借地契約期間中、道具のこの価値追加の恩恵（＝農機具の改良などによる生産量増大のこと―山内）を利潤のかたちで享受したのは確かです」「しかしこれが資本の自然な利潤とみなせるものではなかったことは確かです。……利潤はほんらい一つの水準を見出すものであって、特定の資本使用の利益が通常よりもはるかに大きいという状態が続くときには、独占か地代かが関係しているにちがいありません」⁹⁾。

- ・1815年10月11日

「私はあなたに、需要供給の大原理にしたがって、資本への需要を減らす傾向のある原因はすべて利潤を低めるということを認めていただきたい」そして資本の供給が増大することにより「わが国の土壌の肥沃さとわが国の農業における熟練が……ともに大幅に改良されたばあいには、……地代はきわめて大幅に上昇するのではないのでしょうか。じっさい肥沃さが高い地代の本質なのであり、……」¹⁰⁾。

- ・1815年10月30日

「これらの改良で生産物を2倍にしたような例はほとんどありませんが、たとえあるにしても25年か50年もたてば人口がそれに釣り合ってきて、地代が2倍になるでしょう。そして利潤のほうは、この生産の容易さの増大にもかかわらず、以前のままにおかれるでしょう」「あなたは利潤にかんしては時間的間隔

を要求していらっしゃるわけですが、しかし地代にかんしては、『即時的な効果を問題にしているのだ』とおっしゃるのです」また、「土地の地代は、土地の生産性と土地への需要とを合わせたものに依存します。……同様に利潤は、勤勞の生産性と資本への需要とに依存します。いずれの場合にも、需要という要件を無視することは等しく誤りです」¹¹⁾。

『経済学原理』（初版）¹²⁾における叙述

マルサスは地代の騰落を支配する諸原因について、次の4点をあげている、曰く「第一に、元本（ストック）の利潤をひきさげるところの資本（キャピタル）の蓄積、第二に、労働の賃金をひきさげるところの人口の増大、第三に、一定の成果を生みだすのに必要とされる労働者の数を減少させるところの農業上の改良または努力の増大、そして第四に需要の増大による農業生産物の価格の増大」¹³⁾そして、このうちの農業上改良の効果について「それがある程度普及しているところでは、労働に対する有効需要がつねに生ずるから、（それに伴って）ひき起こされた人口の増大は、まもなく付加的生産物に追いついてしまう。……（したがって）土地は使用を放棄されることなく、より多くの土地が耕作され、そうして地代は下落することなく騰貴するにちがいない」「それは、われわれの知っているほとんどすべての国で、これまで地代増大のおもな源であった」¹⁴⁾。更に「耕作の改良によっておこった生産物の増大は、……供給に比例した需要をつくりだす」¹⁵⁾として、農業における改良を「産出量増大的」¹⁶⁾にとらえている。

このようなマルサスの議論に対しリカードは次のように反論する。

「農業上の改良には二種類ある。土地の生産力を増進せしむるものと、機械を改良することによって、我々をしてより少なき労働を以て生産物を獲得することを得しむるものとが是れである。両者は共に原生産物の価格下落に導き、それは「当然蓄積の増加に導くであろうということは、疑いもなく正しい。何となれば、資本の利潤が大に増大するからである」¹⁷⁾と、更にマルサスとの往復書簡での議論を要約すると、次のように言っている。①例えば、タヒチ島のような、肥沃な土地を豊富に持ち、かつ地代水準が相対的に低いような国において、農耕上の熟練と改良された機械とが使用されるような場合、②そこでは需要（＝人口）には殆んど変化がないので「土地への需要は増大せず、むしろ減少する」（つまり生産力増大＝収穫逦増により従来の劣等地が耕作圏から排除される）から、③したがって「地代を引き上げるはずがなく」¹⁸⁾しかも、④労働賃金が支出される諸対象のうち比重の大きい穀物の価格が下落するから、「当時の価値にしたがって計算」される労働価格（賃金）は下落傾向をもつ。以上のことから、結局⑤「農業上の改良は、私の命題によると利潤を増大させ」¹⁹⁾るはずである。と、但しこの問題については「窮極の効果ではなく、即時的な効果を問題にしているの

であり、熟練や機械の改良は1000年ののちには地主の手元に帰する」だろう、と付言する²⁰⁾。

以上のような、「農業上の改良が利潤、地代におよぼす影響」に関するマルサス、リカードゥの議論から、マルサスの主張する見解の骨子を、図式的ではあるが要約してみると次のようになる。

マルサスはまずリカードゥの分析方法の矛盾を指摘して次のように言う、「リカードゥ氏は、労働の自然価格を、停止的人口を維持する価格—このような価格は、かなりよい政府のもとでかつ普通の事態においては、数百年のあいだ、一般におこりえないけれども—であるとさえ定義を与えるほど手固く、かれの注意を永続的なかつ最終的な結果に集中しているが、そのリカードゥ氏が、地代を取り扱うに当ってはつねに反対の過程をたどり、そしてほとんどまったく一時的結果にふれているのは、いささか奇妙である。」²¹⁾と。

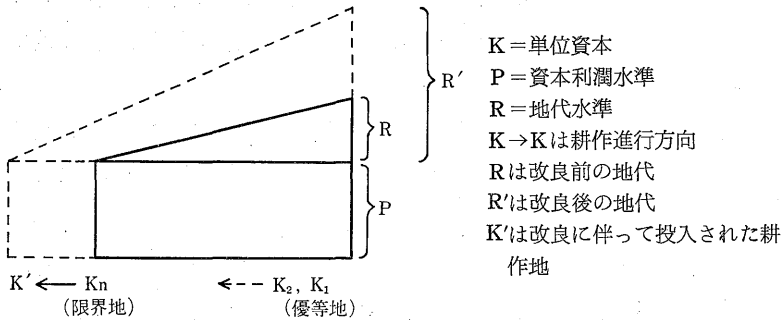
確かにマルサスの批判は妥当のように思われる。通常リカードゥの理論は自然価格概念を媒介とした長期均衡モデルを中心に展開されているといわれるが²²⁾、この「農業改良と地代」の問題については、きわめて「即時的な効果」として考察されているにすぎない²³⁾。これに対してマルサスは、農業改良＝農業生産力増大がもたらす効果は、「資本の蓄積」および「人口の増大」—それらを変数とする需要・供給関係—の流れを媒介にして測定される経済発展の動態的関連の中で把握されねばならないと主張するのである²⁴⁾。即ち彼によれば、

- ① 資本の蓄積および人口の増大が見込まれる。
- ② 「労働の価値」は不変的である（穀物量と貨幣労賃との比例関係が変化する）
- ③ 資本利潤の水準は通常一般の利潤で規制される。

という諸与件のもとに、農業上の改良＝技術改善＝近代化が行われるならば、その結果、

- ① 生産物の総量は増大し、
- ② 地代は生産量全体に対しては相対的に通減するとしても、絶対的には増大する。

といった経済的効果が認められる、と。これを図示すれば図—2のようになる。



(図—2)

改良前は優等地 (K_1 地) において投下された単位資本 K_1 は資本利潤 P を生み出し、限界地 (K_n 地) では地代は生じない²⁵⁾ (つまり斜線は限界生産曲線)。 K_1-K_n-R で囲まれた部分は総生産量を表す。そして改良後 (改善された技術導入に伴い 農業投下資本量が 増大し、更に人口増加によって) 新たに K' 地が耕作圏に入ると、生産量は $K_1-K'-R'$ で囲まれた部分 (点線部) に増大する。且つ利潤水準 P は同一である (通常一般の率に規制される) から、地代水準は R' にまで増大する。

ところで、このような「農業上の改良=生産力増大=地代増加」というマルサスの経済理論的命題は、彼のいわば「政策論的基調」つまり(1)一般原理における農・工均衡発展論、と(2)現下の政策論に連なる制限貿易論の二つの基本線によって支えられている一との関連では、どのような因果関係を与えられているのだろうかという問題が当然提起される。そこで、マルサスは次のように言う、

「大規模な改良、及び労働のかの非常な節約と管理」とによって、つまり「資本及び熟練のより以上の集積とより均一分配とによって、〔土〕質が改良せられうとするならば、……付加的生産物の量は尨大なものとなり、極めて大なる人口に対してもその生活手段を提供しうるに至るであろう。」²⁶⁾ と、更

に、

「一国は、その面積のわりにこれらの物質物の供給される量の多少によって、……そして人民は、人口のわりにそれらが供給される量の豊かさにによって、富んでいるかまたはまずしいかであろう」²⁷⁾と。

そして農業生産と国家的利益との問題にふれ、「農業上の永続的改良が実際におこなわれ、そして地代が創造される場合には、このような資本によって創造される交換価値による国家の利益は、個人の利益よりも決定的に大きい」²⁸⁾と述べ、その根拠として「農業者（主として地主）は製造業者の生産した奢侈品を消費しようとし、また製造業者は農業者の生産した生活品を消費しようとする気であるかぎり、すべてが調子よくすすむであろう。」²⁹⁾と説く。

つまり、マルサスによれば、地代の増大は富の創造であり、したがってまた、この地代増加＝「付加価値」の増大は地主＝不生産的消費者階級の消費力増大につながり、それは国内の製造業に対する有効需要をもたらす。これが製造工業における資本蓄積を増大させ労働ファンドの拡大をもたらす。他方このことは農産物生産量の増大によって刺激された人口の増加に対応しうる要因となり、延いては労働者の生活状態を改善する条件ともなると説いているのであろう³⁰⁾。そして所詰、農業生産力が増大し、農業消費力を拡大せしむることは工業における資本蓄積＝投資拡大につながり、そうすれば農業と工業とは相互に均衡を保って発展することができる、と。

かくして、マルサスが展開する経済理論は、次の三つの諸環—基本的命題によって貫かれている。つまり、

- (1) 「資本の蓄積」および「人口増大」が、農業改良＝農業生産力を促進せしめる、という環
- (2) 農業生産力増大＝地代増加は、農業消費力増大＝製造工業に対する有効需要の維持拡大につながる、という環、そしてこの両者が相互に作用・反作用をおよぼす磁場の中で、
- (3) 農・工が均衡して発展していく経済社会こそが国民の富（＝国富）の増大に大きな効果をもたらす、という環、である。

この議論の筋は、すでに述べた「制限貿易によってこそ、農業と工業とは均衡して発展しうる」という論理と基本的に合致している。

さて、以上の考察から、およそ次のような結論がみちびかれる。即ち、——マルサスが展開している議論の構成は、

- (1) 現下の政策論としての一穀物輸入制限政策論、とそれを基抵において支えている、
- (2) 基本的経済理論としての—「農業近代化＝生産力増大＝地代増加＝有効需要創出」という命題、そして、政策論と基本的経済理論とを、その根底において合理的に連関づけているところの、
- (3) 政策論的基調としての—農・工均衡発展の思想

という三つの基本線に「類型化」してとらえることができる。しかも見逃してならないことは、マルサスにあって、その「現下の政策論」であれ、それを基抵づける「経済理論」であれ、それらを相互に連関づけて貫く視角は、「国民の富（＝国富）が永続的に増大しうるのは、農業と工業とが均衡的に発展していく経済社会においてである」という、彼の動態論的経済発展観である。ここに、マルサスの理想とする社会発展の姿を展望することができる。

注

- 1) 小林時三郎『マルサス経済学の方法』（1968、現代書館）、を参照。

なお、マルクスは、マルサスが唯に地主階級の弁護論者というより、労働者階級に対する支配諸階級の弁護論者であり、その理論は、スミス、シスモンディ、アンダーソンらからの剽窃にすぎないと批判する（『学説史』（全集版）26Ⅲ・大月書店、72頁）。

- 2) マルサス『初版・経済学原理』（小林時三郎訳、岩波文庫）（上）、328-333頁。

マルサスの経済学分析方法については『原理』—「序説」において、彼自身の主張が詳しく論ぜられている（邦訳、19-35頁）。

なお、橋本比登志・前掲論文175-180頁参照。

- 3) マルサス『諸考察』、邦訳、36頁。

マルサスの理論が「均衡（バランス）主義」とか「比例主義」とかいわれる所以である。小林時三郎氏はこの点を強調される（小林『マルサスの経済理論』154頁）。

4) 『諸考察』, 邦訳, 17頁。

なおマルサスは、当時戦争によって富裕になったイギリス工業は、やがてヨーロッパの政治的平和のおとずれに伴う当地の生産力発展と共に、イギリス工業品の販路が妨げられ、現下の不況状態に陥った、と認識している(『原理』・邦訳(下) 367頁)。

5) 『諸根拠』, 邦訳, 61頁。

6) M・ドップ『政治経済学と資本主義』(岡稔訳, 岩波書店, 1952), 49頁。

中村広治氏の論文「リカード『経済学原理』の生成過程」(大分大学「経済論集」17巻・3号-22巻・2号)において、「農業改良と利潤・地代」に関するマルサス・リカード論争が、リカードによるマルサス地代論批判を根拠に、きわめて明快に分析されている。特に、「第四節—1 マルサスの穀物輸入制限論の論拠」(22巻・2号)参照。

7) 『スラッファ版・リカード全集』VI—「書簡集—1810-1815年」(中野正監訳, 雄松堂)を使用。

リカードの往復書簡集の意義は、この全集の価値を左右するものであるといわれる。「ケインズはスラッファに見せてもらった当時新発見のマルサス書簡を新資料として、マルサスにケインズ一流の強烈な光をあてることができた」(中野正)ほどであった。又、マルサス・リカードの穀物法論争が1814年6月頃から開始されたことも、この往復書簡から確認できる(邦訳, 126頁)。

8) 邦訳, 193頁。

9) 邦訳, 202-203頁。

10) 邦訳, 350-351頁。

なお、田中定氏は、マルサスの地代論の最大の特徴は「地代差額論^{ふるい}の節にかけられた一般的地代天恵説」にあるとし、この点においてリカードと袂別している、と説かれる。(「マルサスの地代論」—九大『経済学研究』第6巻—1号, 1936)。私見によると、リカードとの往復書簡で、①自然的肥沃度、或は先天的(天恵)肥沃度、②労働者の勤勞・先取的精神、の2点を強調しているように思われる。

11) 邦訳, 377-378頁。

12) 小林時三郎訳(岩波文庫)を使用。

13) 邦訳(上), 230頁。

14) 邦訳(上), 304-305頁。

15) 邦訳(上), 201頁。

なお、ここでは後にケインズによって理論化された有効需要概念が萌芽的に認められる。マルサスの有効需要論に対する批判検討は、羽鳥卓也『古典派資本

蓄積論の研究』(第五章)-235頁、や富塚良三『蓄積論研究』-180頁、などに詳しい。

- 16) 小林時三郎『マルサスの経済理論』(1971, 現代書館), 76頁。
- 17) D・リカード『経済学及び課税の原理』(小泉信三訳, 岩波文庫)(上), 70頁。
- 18) 前掲「書簡集」, 1815年10月7日 R→M, 邦訳, 346-347頁。
- 19) 同, 1814年10月23日 R→M, 邦訳, 168-169頁。
- 20) 同, 1815年10月17日 R→M, 邦訳, 356頁。
- 21) マルサス『原理』・邦訳(上), 341頁。
- 22) 中村広治氏は、リカードの歴史法則の分析方法に関して「人口増減を媒介とする短期的均衡化運動が発展的社会において修正が加えられ」「自然社会たる発展的社会をモデルとした停滞的社会への収束傾向が述べられる」と説明される(「Ricardo 研究」-『経済学史学会・年報』第10号, 1972, 所収)。又、小林時三郎氏は、リカードの地代論分析の方法に関して「リカードの分析は、二つの静態均衡の比較を基準にして地代を考察するという方法であった。これは農業の技術的改善の前と後の二つの均衡以外のあらゆる変数を捨象している」と規定される(『マルサスの経済理論』, 72頁)。
- 23) リカードは勿論、農業の生産力増減の問題を長期的視角からとらえていないというわけではない。彼自身「農業改良の効果は1000年ののちには地主の手に帰するかもしれない」と述べているように、長期均衡視角からみれば、資本蓄積→人口増大→農業生産拡大(劣等地耕作)→生産力増減(収穫増減の法則)→穀価騰貴→地代増加傾向=利潤率低下傾向、というシェーマが成立するのである。そしてこの論理はいわゆる「比較生産費」説の重要な基根の一つとなつて、彼の自由貿易論を支えていると思われる。つまり、農業改良=近代化は「一時的には資本利潤を増大させる」という効果をもたらすとしても、長期的には生産力は増減し、穀価を騰貴させることで労賃上昇をもたらす、国内の資本利潤を圧迫するだけであるから、むしろ、外国の安価な穀物の自由輸入によって替えることが望ましい。そしてイギリスは、より安価な労働をもってより多くの資本利潤を獲得しうる工業の発展をめざすべきである、と。この原理は、いわゆる現代の「農業近代化」論者が一方では「国内農業の近代化=大規模化」を提唱しながらも、結局は国際分業論ベースによる産業構造を容認する(したがって、国内農業生産が衰退し、危機的状況にあるという現実に対しては、効率の悪い立遅れる部門であるから、という理由づけによって冷酷な態度で対処する)という論理に共通するものがある。
- 24) 高橋次郎「マルサスと英国古典派の動態理論」(小樽高商討研『百年記念・マルサス研究』, 1934所収), 参照。

25) マルサス『原理』・邦訳（上），207頁。

26) 『諸根拠』・邦訳，77-78頁。

27) 『原理』・邦訳（上），50頁。

28) 『原理』・邦訳（上），330頁。

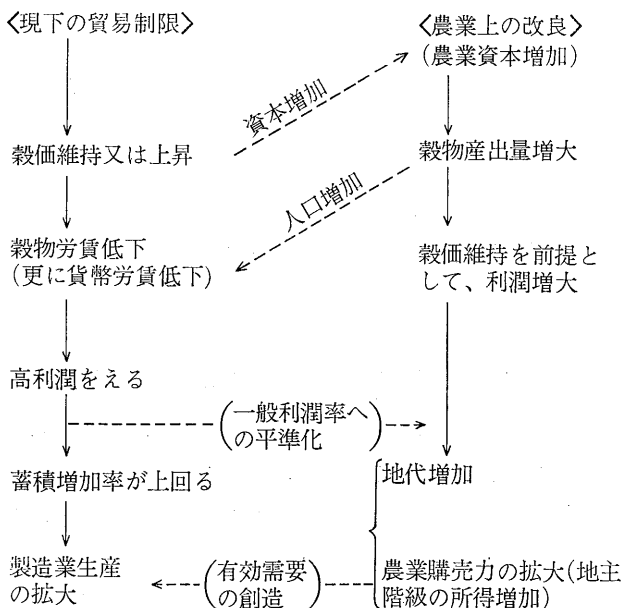
29) 『原理』・邦訳（下），176頁。

30) 小林時三郎・前掲書，77頁。

（付注）マルクスは『資本論』Ⅲ-「39章・差額地代Ⅰ」で，農業改良によって「生産物の増大，したがってまた差額地代の増大」が生じる点について，地代表を示しながら説明している。その場合，様々な原因によって「総生産物の増大に総需要が歩調を合わせていく」と述べ，「需要は変化しない」とするリカードゥには反対し，マルサスの立場に立っている。

3. マルサスの政策論的基調としての「農・工均衡発展」論

マルサスの穀物輸入制限に関する論評の考察をとうして，およそ次のような点が明らかにされた。つまり，その政策論を基調づけている理念は「農業と工業とがバランスを保って発展することが望ましい」ということ，更にそれを根底



において貫いている命題は「農業生産力増大＝地代増加＝国富増進」という経済理論である。それを、シェーマ化してみると、図のように示されるであろう。

このような、マルサスの経済発展論ともいべき視角について、幾つかの問題点を摘出しつつ、そこにみられる「農・工均衡発展論」の意義なり限界なりに論及しておきたい。

(1) マルサスにおける生産と消費との問題

経済の発展は、生産力の向上を要請する。それは拡大再生産の「比例的・均衡的」展開を主要条件として進行しうるものであるが、現実の資本制生産の領域においては、構成諸要因間の「比例・均衡」条件の諸契機が相互に無関係なものとして独立化する必然性を内包する。たとえば、農業と工業との不均等発展である。しかし、同時にその「不均衡」を是正し、「均衡」を回復しようとする諸契機も常に対置されてくる。つまり、一方における異常なまでの生産膨張は、他方その過剰分を有効に消費、吸収しうる途を見出さざるをえない。資本の拡大再生産は、自らの「均衡」を維持せんがために同時に「不均衡」要因としての非再生産的消費市場の拡大を必要不可欠とするという論理が成立する¹⁾。

マルサスの場合、まさにこの点に着目していたのである。マルサスは「生産と消費とのバランス」²⁾について説いているが、むしろ彼が力説するのは、消費・需要とくに不生産的階級によるその重要性であろう。彼は「富の継続的増大にたいする刺激」要因として、「(1)人口増加、(2)資本の蓄積すなわち収入からの貯蓄、(3)土壌の肥沃度、(4)労働節約をもたらす発明」をあげて、生産の拡大をもたらす諸要素について考察するが、他方その生産拡大を「保障するために、生産力と分配手段とを結合する必要」があると論じ、その「手段」とは「(1)土地財産の分割、(2)国内商業および外国貿易³⁾、(3)不生産的消費者の維持」⁴⁾であるとする。そしてこの「手段」によって「生産物の交換価値を増大させる」ことができると言っているのである。つまり、マルサスによれば需要・流通の拡大＝分配の便宜こそ社会的総生産物の価値を増大せしむる重要な要素として位置づけられる。

「生産物の分量の増大はおもに生産力に依存し、また生産物の価値の増大はその

分配に依存している。生産と分配とは富の二大要素であって、これが正当な比例で結合されるならば、地上の富と人口とをその最高限界にまでもたらしうる」。⁶⁾

このように、マルサスは、社会的消費力と生産力（蓄積）との関係において、その再生産過程と動態的發展の過程を明らかにしようと努めたのである⁶⁾。

だが、それにしても、彼の主張においてなによりも問題とされなければならない点は、まず、価値の増大＝国富の増大をもたらす主たる要因を「不生産的階級の消費力」に求めていることである。彼はいう、

「生産物の分配を便宜にすることによってその価値を維持しかつ増大する傾向のあるおもな原因は、不生産的労働の使用、または適当な比例の不生産的消費者の維持である。」

「生産に従事している資本家は、……消費する能力をもっている（にもかかわらず）、かれらの生活の大目的は財産を貯蓄することである。それゆえに、ほかの消費者のかなり大きな一階級がなければならない。そうでなければ、商業階級は営業の拡大もまたその利潤の実現も継続しえないであろう。この階級においては、疑いもなく地主が先頭に立っている」⁷⁾。

そして又、「土地財産の分割」について、

「きわめて大きな（土地）保有者の周囲をきわめてまづしい農民がとり囲んでいるということは、有効需要に対してもっとも不都合な財産の分配を示すものである」⁸⁾と。

つまり彼が展開している議論の筋を示せば、

(イ) 国内における製造業の生産過剰化傾向を不生産的階級としての「地主の消費力」—それは「農業者による消費力」⁹⁾—といってもよいだろう—によって吸収しようとする。即ち、農業者消費力を製造品に対する国内市場＝有効需要を創出する源泉として位置づけている。而して、「地主」といっても、大土地所有者のもとでは「無用な嗜好にふける」習慣があるために、「製造品に対する正当なる需要」が期待できない。したがって、この弊を解消するためには、「一定の程度を越さない」ほどに、土地所有を分割し、「生産的労働の成果を購売する能力と意志とをもった多くの需要者を作りだす」¹⁰⁾必要がある、と。

(ロ) さらに重要なのは、価値増大＝国富増進に対して決定的な役割を演ずる

ものとして「地代の増大」を重視していることである。つまり、農業生産力と地代増進との関連について、農業上改良＝近代化によって生産力が増大すれば、地代の増加をもたらし、それが国内製造業品の市場＝有効需要の拡大につながる、と力説する。即ち、ここでは、国民経済循環における再生産過程の起点として「地代」を位置づけている。そして、地代こそ、国民経済の再生産構造に内包される「不均衡」—工業の過大な発達に伴う生産過剰と、消費との不均衡など—を「均衡化」せしめるための最大の「保障＝安定装置」としての機能をはたすことになる¹¹⁾。

(2) マルサスにおける農・工均衡発展論

マルサスの工業生産過剰化＝農村市場拡大という論調は、視角をかえてみれば、いわば「農・工間の均衡的発展」という、一国の理想的な経済発展の一つのタイプを示しているともいえる。彼はいう、

「この国における永久的幸福と、大なる災難に対する安全との観点からして、私はある程度において工業の発展を遅延せしむるという犠牲を払ってさえも、その農業をしてその工業と足並を揃へて行かしむることが望ましいことだと考える。しかしながら、かかる均衡化を起こさしめ、かつこれを維持するために、一般の法則を全く破り、事物の自然的経過を妨害することが賢明であるかどうかは別の問題である」¹²⁾。

つまり、「事物の自然的経過」—当時のイギリスが産業革命、エンクロージャーを経て産業資本の全面開花の時期を迎えつつあったという歴史的転回過程—を妨げるような経済構造が好ましくないことは勿論であるが、他方、工業の発展が農業を犠牲にして、両者が不均衡になっているような国民経済も好ましくない、と説いている¹³⁾。

勿論、このような論理の背景には、当時のイギリスが過度の工業国になっており、農業は不況状態に陥っているという歴史認識があった。したがって、穀物輸入制限を強化し、農業資本を維持し(農業改良投資なども含めて)農村市場を拡大することによって、農・工間の均衡を回復せしめることが重要である、と述べ、そこから農業保護の必要¹⁴⁾が説かれるのである。

注

- 1) 碓正夫氏はこの点についてきわめて含蓄ある分析をされている。「非再生産的消費と拡大再生産—マルサスの「買手の第三階級」必要論」(大阪市大『経済学年報』20号・所収論文)を参照。
- 2) マルサス『原理』・前掲邦訳(下), 175頁。
- 3) 前述したように、マルサスは、国内の豊富な産品と外国特産の享楽品とを交換する、という「自由貿易の一般原理」を否定したわけではなく、むしろ、そのような「原理」にもとづいた貿易が完全に行われれば、国家にもたらす利益は大である、と説く。しかし、現下の貿易は、そのような「原理」に反してしていると批判する。例えば『原理』・邦訳(上), 333頁を参照のこと。
- 4) 『原理』(下), 「目次」の第七章の構成を参照。
- 5) 『原理』(下), 271頁。
- 6) 小林時三郎『マルサスの経済理論』, 99頁。
- 7) 『原理』(下), 326-329頁。
- 8) 『原現』(下), 274頁。
- 9) 当時のイギリス農業における地主の地位は、単なる寄生的なものではなく、むしろ、耕作上の多くの権利—例えば土地改良投資の権限—を有しており、農業経営者の性格を持っていた。
- 10) 『原理』(下), 274頁。
- 11) この点に関して、マルクスの規定が想起される。つまり、「虚偽の社会的価値」としての「地代」部分は、「資本主義的生産様式の基礎の上で、又個々の商品交換にもとづく生産の基礎の上で、価値の社会的な性格が貫かれる仕方」に規定され、それは「消費者として見た『社会』が土地生産物のために過多に支払うもの」であり、他方では「土地所有者にとってプラスをなすのである」すなわち、資本制生産の「社会的性格」を維持するために、資本主義が必然的に抱え込まざるをえないところの「負担」部分である。いわば、「社会の消費力」に裏づけられる「地代」が、資本制生産の一つの「均衡」条件として扱われている、と理解しえるのではなかろうか。
- 12) マルサス『諸考察』邦訳, 36頁。
- 13) 羽鳥卓也・前掲書, 87-109頁。小林時三郎・前掲書, 153-154頁などを参照。
- 14) 都留大治郎「農政における保護と合理化」(九大『四十周年記念経済学論文集』1967, 所収)を参照のこと。
一般に「農業保護」という場合、「農業者保護」と、「農業生産保護」とに区分できるだろう。マルサスの場合、「農業者保護」は一時的のみに許されるものであって、本来的には「農業生産の保護」が必要である、と説く(『諸根拠』邦訳, 101頁)。